平成２５年（フ）第６６号
奈良県生駒郡斑鳩町服部１丁目４番18―316号
債務者　辰己　真紀
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市東今在家173番地　陽明荘１―２
債務者　本阪美智子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１１４号
広島市西区草津南１丁目５番14―403号
債務者　宮西　雅之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
広島市安佐北区可部南１丁目２番13―101号A
債務者　井上　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
広島市佐伯区新宮苑12番26―401号　畑田ビル
債務者　曽我部絹代
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７号
広島市安佐南区沼田町大字伴6848番地７301
債務者　大倉　宏司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
高知県室戸市室戸岬町5988番地
債務者　田宮千鶴子（旧姓柿本）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
福岡県田川郡添田町大字添田2486番地、前住所福岡県田川郡添田町大字添田2514番地
債務者　財津　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５２０号
大分県別府市石垣東３丁目７番７―106号　立川ビル
債務者　中村　幸治
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
宮崎県日南市北郷町大藤乙1142番地２、前住所地宮崎県日南市北郷町郷之原乙2897番地３
債務者　東　　誠至
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
宮崎県日向市中堀町２丁目17番地　田中ハウスＮｏ．１
債務者　三樹麗子こと　郭　　麗梅
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３１号
宮崎県日向市原町４丁目６番９号
債務者　金丸　勝代
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２３号
福島県郡山市亀田２丁目32番22号　ナイスロッジ203号
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
福井県敦賀市野神12号120番地の５
債務者　大谷　知弘
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第４０号
兵庫県川西市山下町２番６号101、前住所大阪府豊能郡能勢町柏原85番地の279
債務者　吉良　幸久
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県揖保郡太子町佐用岡974番地11
債務者　焼肉テジャリこと金宮義男こと　金　義男
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県たつの市揖保川町神戸北山95番地１エステートピアルンビニーＥ棟103、従前の住所兵庫県たつの市御津町苅屋430番地５
債務者　阪田　篤志
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部